

わがまち特例一覧

(令和2年6月30日現在)

特例対象資産	取得時期の要件	適用期間	条例に規定する 軽減割合
水質汚濁防止法による、工場又は事業所の汚水又は廃液の処理施設 【償却資産】	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに取得	定めなし	2分の1 (課税標準額に 乗じる割合)
下水道法による公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設 【償却資産】	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに取得	定めなし	4分の3 (課税標準額に 乗じる割合)
都市再生特別措置法による認定事業者が都市再生緊急整備地域内において取得した公共施設等 【家屋及び償却資産】	平成27年4月1日から 令和3年3月31日までに取得	最初の5年度分	5分の3 (課税標準額に 乗じる割合)
特定再生可能エネルギー発電設備 「太陽光・風力・地熱・バイオマス」(※1) 【償却資産】	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに取得	最初の3年度分	3分の2 (課税標準額に 乗じる割合)
特定再生可能エネルギー発電設備 「太陽光・風力・水力」 (※2) 【償却資産】	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに取得	最初の3年度分	4分の3 (課税標準額に 乗じる割合)
特定再生可能エネルギー発電設備 「水力・地熱・バイオマス」 (※3) 【償却資産】	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに取得	最初の3年度分	2分の1 (課税標準額に 乗じる割合)
水防法による地下街等の所有者又は管理者が取得した浸水防止用設備 【償却資産】	平成29年4月1日から 令和5年3月31日までに取得	最初の5年度分	3分の2 (課税標準額に 乗じる割合)
企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産 (※4) 【土地、家屋及び償却資産】	平成29年4月1日から 令和3年3月31日までに取得	最初の5年度分	3分の1 (課税標準額に 乗じる割合)
緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地(※5) 【土地】	平成29年6月15日から 令和3年3月31日までに取得	最初の3年度分	3分の2 (課税標準額に 乗じる割合)
生産性向上特別措置法による認定先端設備導入計画に従って中小企業者等が取得した先端設備等 【家屋、償却資産】	平成30年6月6日から 令和3年3月31日までに取得	最初の3年度分	0 (課税標準額に 乗じる割合)
高齢者の居住の安定確保に関する法律によるサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅(※6)【家屋】	平成27年4月1日から 令和3年3月31日までに取得	最初の5年度分	3分の2 (税額に乗じる 割合)

※1

- 1,000kw未満の太陽光
- 20kw以上の風力
- 1,000kw以上の地熱
- 10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備

※2

- 1,000kw以上の太陽光
- 20kw未満の風力
- 5,000kw以上の水力発電設備

※3

- 5,000kw未満の水力
- 1,000kw未満の地熱
- 10,000kw未満のバイオマス発電設備

※4

ただし、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて運営しているものに限定される。（※法389条の規定を受ける場合は2分の1）

※5

ただし、都市緑地法に規定する緑地保全・緑地推進法人が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するものに限定される。

※6

ただし、対象となる家屋の戸数要件を10戸以上とし、床面積の要件の上限を210㎡以下とする。